

## 第2 業務仕様書

### 1. 総則

#### (1) 委託の概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定に基づき、独立行政法人国際協力機構 筑波センターに保管してある高圧トランス（ポリ塩化ビフェニル廃棄物）等を収集運搬・処分するものである。

### 2. 一般事項

#### (1) 仕様書の適用

この仕様書は、「JICA 筑波特別管理産業廃棄物（低濃度 PCB 廃棄物）収集運搬・処分業務委託」に適用する。

#### (2) 委託業務名

JICA 筑波特別管理産業廃棄物（低濃度 PCB 廃棄物）収集運搬・処分業務委託

#### (3) 委託場所

収集場所 茨城県つくば市高野台 3-6

独立行政法人国際協力機構 筑波センター 研修棟 4F

保管場所 同上

#### (4) 履行期限

契約締結の翌日から 2019 年 3 月 22 日まで

#### (5) 業務委託対象物・数量

別添一覧表のとおり

#### (6) 法令等の遵守

業務の施行にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB 廃棄物：」という）の適正な処理の推進に関する特別措置法などの関係規定を遵守するとともに、業務実施にあたって関連する労働安全衛生法、消防法などの関係規定について、遵守しなければならない。

### 3. 提出書類

#### 1) 一般事項

- (1) 受託者は、次項の書類等を提出すること。
- (2) 様式、提出先、提出期限及び部数は次項及び監督職員の指示によること。
- (3) これに伴う費用は、受託者の負担とする。

#### 2) 品目、様式、提出先、提出期限及び部数

NO	品目	様式	提出期限	部数
1	作業責任者指定通知書	A4判	契約後速やかに	1
2	工程表	A4判	契約後速やかに	1
3	施行計画書	A4判	契約後速やかに	1
4	業務中写真	A4判	業務完了後直ちに	1
5	業務完了写真	A4判	業務完了後直ちに	1
6	業務完了報告書	A4判	業務完了後直ちに	1
7	打合せ議事録	A4判	打合せ後3日以内	1

#### 4. 委託内容

##### (1) 業務内容

- 1) 収集運搬業者及び処分業者は、監督職員と搬出日及び処理場搬入日の調整を図り、協議のうえ行うこと。また、履行期限内（契約期間内）に最終処分を終えなければならないことに留意すること。
- 2) 低濃度 PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン、低濃度 PCB 廃棄物の処理に関するガイドライン（環境省）により必要な処置を施すこと。
- 3) 産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という）  
マニフェストについては、受託者において準備・作成すること。

##### (2) 収集運搬業務

- 1) 収集は、立合職員のもと円滑に進めること。
- 2) 収集運搬する際には、産業廃棄物の運搬に法令上適合する車両を使用すること。
- 3) 低濃度 PCB 廃棄物の搬出日は、原則、土日祝祭日を除くものとし、複数日としてもよい。
- 4) 搬出時間の選定は安全を最大限に勘案した、時間帯とすること。
- 5) クレーン等収集・搬出機械について建物周辺の住民への安全面に十分に配慮した作業とすること。
- 6) 高圧トランスなど低濃度 PCB 廃棄物は、PCB 保管庫に集められ保管している状態にある。漏れ防止の金属製トレイ又は金属製容器に収納しており、うち、漏洩のある金属製トレイも運搬・処分対象に含む。
- 7) 運搬業者は PCB 保管庫から廃棄物を搬出し、トラックなどの車両に積算・運搬し、処分業者へ引き渡すこと。
- 8) 積替えを行う場合は廃棄物処理法の保管基準に準じること。

##### (3) 処分業務

- 1) 収集及び運搬した PCB 廃棄物は、廃棄物の処理法及び清掃に関する法律第 15 条の 4 の 4 の第 1 項に基づく大臣認定または同法第 14 条の 4 第 6 項に基づく許可内容に従い、適正に処理及び処分を行うこと。
- 2) 処分業者は、引き渡された廃棄物の無害化処理を行い、機器本体のほか、漏洩防止容器類を含む全てを再生資源化又は最終処分すること。

##### (4) マニフェスト

- 1) マニフェストは受注者において用意し、廃棄物収集時に立会職員に提出すること。

JICA 筑波では電子マニフェストを利用可能であることから、その後については立合職員が電子マニフェストにデータ入力をするものとする。

## 5. 事故発生 の 報告

受注者は、本業務の処理に関し、事故その他契約の履行を行い難い事由が生じたときは、直ちに発注者に報告し、その指示に従うこと。

## 6. 法 の 遵 守

(1) 本業務の遂行に当たっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「低濃度 PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン」、「低濃度 PCB 廃棄物の処理に関するガイドライン（環境省）」その他関連法令を遵守するものとする。

(2) 受注者は本業務を再委託しないこと。

(3) 受注者は、業務遂行に伴い発生した財産上、法令上のすべての問題について責任を負うものとする。

## 7. 疑義 の 解 釈

本仕様書に定めのない事項又は仕様について疑義が生じた場合は、別途協議することとする。